

民法（債権関係）部会における 今後の審議の進め方について

1 検討対象とすべき規定の範囲

「民法のうち債権関係の規定について、〈中略〉契約に関する規定を中心に見直しを行う」（諮問第88号）という諮問事項に照らし、この部会において検討対象とすべき民法の規定の範囲は、次の(a)(b)のようにすることが考えられるが、どうか。

また、このように検討対象の範囲を限定する場合に、今後の審議を進める上で、どのような点に留意する必要があるか。

- (a) 「債権関係の規定」とは、民法第3編債権の規定のほか、同法第1編総則のうち第5章（法律行為）、第6章（期間の計算）及び第7章（時効）の規定とする。
- (b) 「契約に関する規定を中心に見直しを行う」こととの関係で、民法第3編債権のうち第3章（事務管理）、第4章（不当利得）及び第5章（不法行為）の規定は、検討対象に含まれるものの、主たる対象ではなく、契約関係の規定の見直しに伴って必要となる範囲に限って見直しをするものとする。

（関連論点）

- 1 今回の民法（債権関係）の規定の見直しにおいては、民法第2編物権、第4編親族及び第5編相続は、基本的に検討の対象外であり、したがって、全5編という民法典の編の構成を変更するような見直しは想定されていないと考えられるが、この点に関連して、何か留意すべき問題点はあるか。
- 2 民法第1編第7章（時効）は、消滅時効が債権の主要な消滅原因の1つであって債権との関連が深いという理由で、今回の検討の対象とするものであるから、今後の検討では、時効のうち基本的に消滅時効のみ（同章第1節及び第3節）を取り上げていくことが考えられるが、どうか。また、この点について、今後の審議を進める上で、どのような点に留意する必要があるか。

（参考・諮問第88号）

民事基本法典である民法のうち債権関係の規定について、同法制定以来の社会・経済の変化への対応を図り、国民一般に分かりやすいものとする等の観点から、国民の日常生活や経済活動にかかわりの深い契約に関する規定を中心に見直しを行う必要があると思われるので、その要綱を示されたい。

2 中間的な論点整理に向けた検討の順序

別紙1「個別的な検討課題の検討順序について」に基づき、基本的に民法第3編債権の前の方から、おおむね現行規定の配列に従って、中間的な論点整理に向けた検討を進めることとしてはどうか。

もっとも、債務不履行による損害賠償と契約の解除とは、関連づけて議論するのが便宜であるから、これらを同一の機会に取り上げることとしてはどうか（→別紙1の（1））。また、民法第1編総則の規定については、契約の成立についての検討の後、契約各則の検討に入る前に、まとめて検討することとしてはどうか（→別紙1の（7）から（9）まで）。

（参考・民法の目次（抄））

<u>第一編 総則</u>	第一款 債務不履行の責任等	第三款 契約の解除
第一章 通則	第二款 債権者代位権及び詐 害行為取消権	第二節 贈与
第二章 人		第三節 売買
第三章 法人	第三節 多数当事者の債権及び 債務	第四節 交換
第四章 物		第五節 消費貸借
第五章 法律行為	第一款 総則	第六節 使用貸借
第一節 総則	第二款 不可分債権及び不可 分債務	第七節 賃貸借
第二節 意思表示	第三款 連帯債務	第八節 雇用
第三節 代理	第四款 保証債務	第九節 請負
第四節 無効及び取消し	第四節 債権の譲渡	第十節 委任
第五節 条件及び期限	第五節 債権の消滅	第十一節 寄託
第六章 期間の計算	第一款 弁済	第十二節 組合
第七章 時効	第二款 相殺	第十三節 終身定期金
第一節 総則	第三款 更改	第十四節 和解
第二節 取得時効	第四款 免除	第三章 事務管理
第三節 消滅時効	第五款 混同	第四章 不当利得
<u>第二編 物権</u>	第二章 契約	第五章 不法行為
<u>第三編 債権</u>	第一節 総則	<u>第四編 親族</u>
第一章 総則	第一款 契約の成立	<u>第五編 相続</u>
第一節 債権の目的	第二款 契約の効力	
第二節 債権の効力		

（関連論点）

契約に関する規定を中心に見直しをすることとの関係で、不法行為その他の法定債権に関する規律への配慮が不十分とならないよう留意する必要があるが、この点については、個別的課題の検討が一巡する最後に、確認的な検討の機会を持つこととしてはどうか。

3 特別法との関係

(1) 総論

民法（債権関係）の規定の見直しを進めていく際に、特別法との関係で、どのような点に留意する必要があるか。

民事基本法である民法を改正する場合には、これに伴って、多くの特別法の改正が必要となることが想定されるが、このような特別法への影響という面で、どのような点に留意する必要があるか。また、民事基本法である民法の改正を考える上では、特別法の規定内容を参照しつつ検討を進めることが有益である場合があると考えられるが、このような特別法からの影響という面で、どのような点に留意する必要があるか。

(補足説明)

消費者契約法や商法第2編商行為の規定を参照しつつ検討を進めることが有益である場合としては、例えば、「民法（債権関係）の改正検討事項の一例（メモ）」（部会資料2。以下「検討事項の一例」という。）で取り上げた「意思表示に関する規定の拡充」や「契約の申込みと承諾」といった項目が考えられる（以下に再掲）。

(参考・「検討事項の一例」)

04 意思表示に関する規定の拡充

現行法には、意思表示に関して、心裡留保、錯誤、詐欺及び強迫の規定が置かれているが、社会・経済が変化し、取引が複雑化・多様化する中で、現在の民法上の意思表示に関する規定のみでは、取引の実情に十分に対処できない場合があるのではないか。

例えば、現行法の下でも消費者契約においては、勧誘の際に重要事項について事実と異なることを告げたことにより、消費者がその事実を誤認して意思表示をしたという場合には、その誤認が民法上の錯誤や詐欺に該当しなくても、表意者（消費者）に取消権が与えられる（消費者契約法第4条第1項第1号）のであるが、このような場合については、消費者契約に限らず表意者保護の必要性があるという指摘がされているところである。

そこで、このような場合を始めとして、民法の意思表示に関する規定について、現代的な取引の実情等を踏まえて、表意者保護のための新しい類型の規定の可否等を検討する必要があるのではないか。

22 契約の申込みと承諾

契約の申込みと承諾に関する一連の規定（民法第521条から第528条まで）については、交通手段や通信手段が高度に発達した現代社会において、なお合理性があるかどうか等の観点から、全般的に見直す必要があるのではないか。

(中略)

また、通信手段等の高度な発達によって対話者間の契約に関する規定の重要性が増しているとの指摘があるところ、例えば、対話者間における承諾期間の定めのない申込みの効力については、商人間の特則として、直ちに承諾しなかったときは効力を失うとする規定（商法第507条）が設けられているのに対し、民法にはこれに相当する規定が存在しない。そこで、このような商法の規定も参照しつつ、対話者間における申込みの効力等の規律を明確化することを検討する必要があるのではないか。

(2) 商法との関係

民法の特別法のうち商法（特に、第2編商行為）との関係では、どのような点に留意する必要があるか。

例えば、商法第2編商行為（特に、第1章（総則）、第2章（売買）及び第9章第1節（寄託・総則））の規定には、民法（債権関係）の規定と密接に関連するものが少なくないところ、これらの商法の規定を参照しつつ検討を進めた結果、商法中の規定の趣旨内容を包含するような一般規定が民法に設けられるとすれば、これに伴って、商法の当該規定が論理的には不要となる可能性がある。このようなこととの関係で、どのような点に留意して検討する必要があるか。

（関連論点）

現行の商法第2編商行為の規定の中には、商人又は商行為という概念を用いて適用範囲が画されているために、その適用対象が狭すぎるという問題点が指摘されているものがある（例えば、商法第522条、同法第524条）。このような商法の規定を参照しつつ検討を進めた結果として、商法中の規定の趣旨内容を包含するような一般規定を民法に設けるのは相当でないが、しかし、例えば、商人又は商行為とは異なる概念（例えば、事業者）を用いて現行の商法よりも適用対象の広い規定を設けるべきであるという結論になるとすれば、その規定を置くべき場所は民法である可能性があり、これに伴って商法の当該規定が論理的には不要となる可能性がある。

以上の問題について、どのように考えるべきか。

当面の対応として、当部会における審議においては、以上のような議論をすることも許容される旨を確認しておく（本格的な検討は、個別的課題の検討が一巡した後に、全体を振り返りながら行う）ことが考えられるが、どうか。

(参照条文)

○ (商事消滅時効)

商法第522条 商行為によって生じた債権は、この法律に別段の定めがある場合を除き、五年間行使しないときは、時効によって消滅する。ただし、他の法令に五年間より短い時効期間の定めがあるときは、その定めるところによる。

○ (売主による目的物の供託及び競売)

商法第524条 商人間の売買において、買主がその目的物の受領を拒み、又はこれを受領することができないときは、売主は、その物を供託し、又は相当の期間を定めて催告をした後に競売に付することができる。この場合において、売主がその物を供託し、又は競売に付したときは、遅滞なく、買主に対してその旨の通知を発しなければならない。

2 損傷その他の事由による価格の低落のおそれがある物は、前項の催告をしないで競売に付することができる。

3 前二項の規定により売買の目的物を競売に付したときは、売主は、その代価を供託しなければならない。ただし、その代価の全部又は一部を代金に充当することを妨げない。

(3) 消費者契約法との関係

民法の特別法のうち消費者契約法（第3章差止請求及び第5章罰則を除いた部分）との関係では、どのような点に留意する必要があるか。

例えば、消費者契約法第2章の規定は、民法（債権関係）の規定と密接に関連しているところ、これらの消費者契約法の規定を参照しつつ検討を進めた結果、同法中の規定の趣旨内容を包含するような一般規定が民法に設けられるとすれば、これに伴って、消費者契約法の当該規定が論理的には不要となる可能性がある。このようなこととの関係で、どのような点に留意して検討する必要があるか。

((2)及び(3)の関連論点)

今後、現代的な民法（債権関係）の規定の在り方を検討する際には、商法や消費者契約法の規定との関係ではなく、それとは無関係に、「事業者」「消費者」等の文言を用いて、規定の適用範囲を画することが議論される可能性がある（これに類する先例として、「保証人が法人であるものを除く」とする現行民法第465条の2第1項がある。）。

この点について、どのように考えるべきか。

当面の対応として、当部会における審議においては、「事業者」「消費者」等の文言を用いて規定の適用範囲を画するような議論をすることも許容される旨を確認しておく（本格的な検討は、個別的課題の検討が一巡した後に、全体を振り返りながら行

う) ことが考えられるが、どうか。

(参照条文)

○ (貸金等根保証契約の保証人の責任等)

民法第465条の2 一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(以下「根保証契約」という。)であってその債務の範囲に金銭の貸渡し又は手形の割引を受けることによって負担する債務(以下「貸金等債務」という。)が含まれるもの(保証人が法人であるものを除く。以下「貸金等根保証契約」という。)の保証人は、主たる債務の元本、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのもの及びその保証債務について約定された違約金又は損害賠償の額について、その全部に係る極度額を限度として、その履行をする責任を負う。

2 (略)

3 (略)

(4) その他

現在は特別法に置かれている規定について、それと同内容の規定を民法に設けるべきである(その結果として、特別法上の当該規定が論理的には不要となる)という議論があり得る。また、新たな内容の規定を設けようとする場合に、その規定を民法に置くのが相当かどうか(特別法に置くべき規定ではないか)という議論もあり得る。これらは、専ら法典の編成の在り方にかかわる問題であるが、このような議論について、どのように取り扱うべきか。

4 判例法理等を踏まえた規定の明確化について

(1) 総論

民法を「国民一般に分かりやすい」(諮問第88号)ものとするという観点から、現行民法の規定では必ずしも明確でないところを判例法理等を踏まえて明確化する方向で、今後、個別的課題の検討を進める必要があると考えられるが、どうか。

また、このような方向で今後の検討を進める際に、どのような点に留意する必要があるか。例えば、実務上確立された判例法理はできる限り明文化することが望ましいとしても、他方で、条文数が著しく増加するような改正は避けるべきであるという指摘があるが、この点について、どのように考えるか。

(2) 各論

例えば、「検討事項の一例」では、判例法理等を踏まえた規定の明確化という観点から、次のような検討事項を掲げていた。これらの各検討事項について、それぞれ、どのように考えるか。

(「検討事項の一例」の抜粋)

01 意思無能力の意義と効果

意思能力を欠く状態で行われた法律行為の効力が否定されるべきことは、判例・学説上、異論の無いところであり、民法の最も基本的な法理の一つであるといわれることもあるが、現行法は、その旨を明らかにする規定を置いていない。

この点については、高齢化等の進む社会状況の下で、意思能力の有無をめぐる法的紛争が現実にも少なくないことを踏まえ、明文規定を設けるかどうかを検討する必要があるのではないか。また、その際には、意思無能力を主張することができる者の範囲（表意者側に限るかどうか）等についても、併せて検討する必要があるのではないか。

03 錯誤の効果（民法第95条）

意思表示に錯誤がある場合の効果は、条文上、取り消し得るのではなく、無効（民法第95条）とされているが、この点については、原則として表意者以外の者が無効を主張することは許されないという判例法理が確立している状況にある。

そこで、錯誤の効果については、このような判例法理を明文化するかどうかを検討する必要があるのではないか。また、その際には、無効ではなく取り消し得るものとするかどうかという点についても、併せて検討する必要があるのではないか。

05 代理権の濫用

代理人がその代理権を濫用して自己又は他人の利益を図る行為をした場合については、現行法上、特段の規定は設けられていないものの、判例は、心裡留保に関する民法第93条ただし書を類推適用することにより、一定の場合に背信行為をされた本人の保護を図っている。

このように、条文から容易に導くことはできないが実務的に確立している重要な判例法理については、できる限り条文に明記する方向で検討する必要があるのではないか。

08 履行の請求の限界

目的物の滅失等により債務の履行が物理的に不可能となった場合を始めとして、債務の履行が「不能」になった場合には、債権者は債務の履行を請求することができない（伝統的な理解では、債務者に帰責事由がなければその債務は消滅する。）と解されているが、この点について、現行法は、何ら具体的な規定を置いていない。債務の履行の請求に一定の限界があることは、債権債務関係の最も基本的なルールの一つであることから、これを条文上明確にすることを検討する必要があるのではないか。

10 債務不履行による損害賠償の要件（民法第415条）

現行の民法第415条は、債務不履行による損害賠償の要件として、文理上、履行不能についてのみ「債務者の責めに帰すべき事由」を要求しているように見えるが、判例は、履行不能に限らず、金銭債務を除く債務の不履行全般について債務者の帰責事由が必要であるとしている。このように、債権債務関係の最も基本的なルールの一つを定めている規定において、条文の文言と判例法理とが必ずしも整合していないという現状は、速やかに是正する必要があるのではないか。

また、現行法は、債務不履行による損害賠償の要件として、「債務の本旨に従った履行をしないとき」（同条前段）等の概括的な規定のみを置いているところ、判例・学説は、履行に代わる損害賠償（填補賠償）、履行が遅延したことによる損害賠償（遅延賠償）等を区別しつつ、その具体的な要件についての解釈論を進展させてきた。債務不履行による損害賠償は、学理的な観点から債権法の理論的体系の中心を占める事項であるばかりでなく、実務的にも最も頻繁に検討対象とされる事項の一つであるから、同条の規定を見直すに当たっては、今日までの実務と学説の到達点を踏まえて、その要件を、条文上できる限り具体化・明確化する方向で検討する必要があるのではないか。

20 相殺の要件（民法第505条第1項）

民法第505条第1項は、相殺の要件として「双方の債務が弁済期にある」ことを要するとしているが、この点について、判例は、受働債権の弁済期が到来していない場合でも相殺が認められるとしており、形式的な条文の文言とは必ずしも整合していない。また、相殺の要件については、例えば、自働債権について相手方の抗弁権が付着している場合に相殺が認められないことは、判例・学説上、異論の無いところであるが、この点も条文上は明確ではない。

今日の経済社会において、相殺が極めて重要な地位を占めていることからすると、相殺の要件に関するこれらの点については、できる限り条文上も明確にする方向で検討する必要があるのではないか。

28 賃貸借終了時の原状回復

賃貸借の終了時における借主の原状回復について、現行法は、使用貸借についての「借用物を原状に復して、これに附属させた物を収去することができる」という規定（民法第598条）を賃貸借に準用するのみで、原状回復の内容・程度に関する具体的な定めを置いていない。

この点については、例えば、建物賃貸借の終了時において賃貸人が賃借人に対して通常損耗の補修費用を請求することができるのは、その旨の明確な合意がある場合に限られるとする判例があるところ、この点は、建物賃貸借の終了時にしばしば紛争を生じているところであるから、このような判例法理を明文化するかどうかを検討する必要があるのではないか。

別紙 1

個別的な検討課題の検討順序について

- (1) 第3編第1章第2節第1款
第3編第2章第1節第3款・第2款の一部
債務不履行の責任等 契約の解除 危険負担
※(1)は、前半/後半の2回に分けて審議してはどうか。
- (2) 第3編第1章第2節第2款
債権者代位権及び詐害行為取消権
- (3) 第3編第1章第3節
多数当事者の債権及び債務
- (4) 第3編第1章第4節
債権の譲渡
- (5) 第3編第1章第5節
債権の消滅
- (6) 第3編第2章第1節第1款
契約の成立
- (7) 第1編第5章第1節・第2節
法律行為総則 意思表示
- (8) 第1編第5章第3節から第5節まで
代理 無効及び取消し 条件及び期限
- (9) 第1編第6章・第7章第1節及び第3節
期間の計算 時効(消滅時効)
- (10) 第3編第2章第2節から第4節まで
贈与 売買 交換
- (11) 第3編第2章第5節から第7節まで
消費貸借 使用貸借 賃貸借
- (12) 第3編第2章第8節から第11節まで
雇用 請負 委任 寄託
- (13) 第3編第2章第12節から第14節まで
組合 終身定期金 和解 新種の契約
- (14) その他の個別的課題(第3編第1章第1節など)
債権の目的 第三者のためにする契約 残された個別的課題
- (15) 全般的な検討課題

別紙 2

第 1 回	1 1 月 2 4 日	総論 (1)
第 2 回	1 2 月 2 2 日	総論 (2)

平成 2 2 年

第 3 回	1 月 2 6 日	個別的な検討課題 (1) 前半
第 4 回	2 月 2 3 日	個別的な検討課題 (1) 後半
第 5 回※	3 月 9 日	個別的な検討課題 (2)
第 6 回	3 月 2 3 日	個別的な検討課題 (3)
第 7 回	4 ~ 5 月①	個別的な検討課題 (4)
第 8 回	4 ~ 5 月②	個別的な検討課題 (5)
第 9 回	4 ~ 5 月③	個別的な検討課題 (6)
第 10 回	6 ~ 7 月①	個別的な検討課題 (7)
第 11 回	6 ~ 7 月②	個別的な検討課題 (8)
第 12 回	6 ~ 7 月③	個別的な検討課題 (9)
予備日	7 月下旬	
第 13 回	9 ~ 10 月①	個別的な検討課題 (10)
第 14 回	9 ~ 10 月②	個別的な検討課題 (11)
第 15 回	9 ~ 10 月③	個別的な検討課題 (12)
第 16 回	11 ~ 12 月①	個別的な検討課題 (13)
第 17 回	11 ~ 12 月②	個別的な検討課題 (14)
第 18 回	11 ~ 12 月③	個別的な検討課題 (15)
予備日	12 月下旬	

※予備日から変更